２０２２年１１月１１日

東京都教育委員会　教育長 　浜　佳葉子　殿

**請　願　書**

＜請願の趣旨＞

東京都教育委員会が発出した卒業式、入学式などで「日の丸・君が代」を強制する「10.23通達」（2003年）により、延べ484名の教職員が処分され、学校現場で命令と服従が横行し、自由で創造的な教育が失われています。

最高裁判決は、職務命令は思想・良心の自由を「間接的に制約」するとして戒告処分を容認する一方、減給処分・停職処分を取り消し、機械的な累積加重処分に歯止めをかけました。最高裁判決、東京地裁・東京高裁の判決により、10・23通達関連裁判の処分取り消しの総数は、7７件・66名にのぼります。東京「君が代」裁判四次訴訟では、最高裁は都教委の上告受理申立を受理せず、不起立4回目・5回目に対する減給処分を取り消しました。河原井さん根津さん09年停職処分取消訴訟は、最高裁が都教委の上告を斥け、根津さんの停職処分を取り消した高裁判決が確定しました。

しかし都教委は、違法な処分をしたことを反省し謝罪するどころか、これまで減給処分を取り消された19名の現職の都立学校教員に再処分（戒告処分）を強行しました。

また、都教委人事部は、再任用で勤務している被処分者に、職務命令違反による処分を理由に「年金支給年齢に達したら再任用を打ち切る」との「事前告知」を繰り返し、今年実際に１人が再任用不合格となりました。

今年の卒業式も、新型コロナ感染拡大の中、式を短縮しました。しかし式次第に「国歌斉唱」を記載し、教職員に職務命令で起立を強制しました。ＣＤで「君が代」を大音量で流すが斉唱せず、ただただ「起立しない教職員は処分する」と恫喝するだけの異常なものでした。

都教委は、かかる異常な状況を一刻も早く改善し、司法により断罪された、「10.23通達」に基づく一連の施策を抜本的に見直すことが求められています。

また、同通達による処分、職員会議の「挙手採決禁止」を含む「学校経営適正化通知」（2006年4月13日付）等によって、学校現場には「もの言えない」状況が蔓延し、教職員が疲弊し、危機的状況に追い込まれています。

以上の理由で、私たちは、以下、請願いたします。

＜請願事項＞

１　東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10.23通達」を撤回すること。

２　同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。

３　最高裁判決、東京高裁判決、東京地裁判決で「違法」とされた減給・停職処分を行った責任を取り、原告らに謝罪すること。また再処分を撤回すること。新たな再処分を行なわないこと。

４　同通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。また、新たな懲戒処分を行わないこと。

５　同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

６　同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員の再雇用、非常勤教員等の合格取消、採用拒否等を撤回すること。被処分者に対する「再任用打ち切りの事前告知」及び再任用不合格を撤回すること。

７　卒・入学式等での「君が代」斉唱時に生徒に起立を強制し、内心の自由を侵害する「3.13通達」（2006年）を撤回すること。

８　教育委員会において本請願書及び関係資料を配付し、慎重に審議して、回答すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

2022年11月　１０・２３集会実行委員会（連絡先）近藤　徹（被処分者の会）